

《 投票立会人の主な仕事 》

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことがその役目となります。その担任する事務の主なものは、次のとおりとなります。

□投票手続の全般について立ち会うこと

- (1) 投票所の開閉に立ち会うこと
- (2) 最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと ※投票期間が複数日の場合、初日のみ行う
- (3) 選挙人の選挙人名簿（抄本）との対照に立ち会うこと
- (4) 選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと
- (5) 投票箱の閉鎖に立ち会うこと
- (6) その他投票手続の全般について立ち会うこと

《 投票立会人の注意事項 》

投票立会人は、投票事務の公正を確保するために投票事務全般に立ち会う役目を担います。従事にあたっては、次の事項に十分注意してください。

- (1) 票の秘密保持には特に配慮してください。
- (2) 投票立会人には守秘義務がありますので、投票立会人の職務執行の際に知った事項については、選挙後においても一切漏らしてはなりません。
- (3) 食事、手洗いその他やむを得ず席を離れる場合は、職員を通じて投票管理者の許可を得てください。また、席を立つ時は同時に2人が席を立たないようにしてください。
- (4) 投票所内では、携帯電話、スマートフォンの利用はできません。